

○令和元年東日本台風における八王子市農地及び農業用施設等小規模災害復旧事業支援金
交付要綱

令和2年（2020年）4月1日施行

（目的）

第1条 この要綱は、令和元年（2019年）10月9日から12日までに襲来した令和元年東日本台風による豪雨災害で被害を受けた農地及び農業用施設等のうち、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）及び東京都農地及び農業用施設災害復旧事業費補助金交付規程（昭和29年10月東京都告示第94号。以下「規程」という。）に基づく補助金の補助採択にならない小規模な災害の復旧に要する経費について、本人又は近隣の市民が共同して自ら行った復旧作業に対して、予算の範囲内において支援することを目的とする。

（通則）

第2条 この支援金の交付については、八王子市補助金の交付の手続き等に関する規則（平成15年3月31日規則第27号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（交付の対象者）

第3条 支援金の交付対象者は、令和元年東日本台風で被災した農地等について、国及び東京都の補助制度を活用せずに復旧工事等を実施した者とする。

（交付対象事業）

第4条 支援金の交付の対象とする農地又は農業用施設等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和元年（2019年）10月9日から12日までに襲来した、令和元年東日本台風による土砂等の流入等により被害を受けたこと。
- (2) 暫定法及び規程の補助対象となっていないこと。
- (3) 市長が支援金の使途として適切と認めるもの。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、復旧に要した金額とし、1件あたり40万円を上限とする。
2 復旧に要する金額が1件あたり40万円を満たない場合は、復旧に要した金額を上限とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、八王子市農地及び農業用施設等小規模災害復旧事業支援金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、八王子市農地及び農業用施設等小規模災害復旧事業支援金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付の決定を行うにあたり、必要な条件を付することができる。

(支援金の請求)

第8条 支援対象者は、支援金の交付を受領しようとするときは、八王子市農地及び農業用施設等小規模災害復旧事業支援金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求内容を確認のうえ、支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金を他の用途に使用したとき。

(3) その他支援金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき支援金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年（2021年）3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この補助金については、補助金制度見直し方針（平成31年（2019年）2月策定）に則り、必要に応じて見直しの措置を講ぜられるべきものとする。